

石綿健康被害救済小委員会の設置について（案）

1. 設置の趣旨

石綿による健康被害の迅速な救済を図るための「石綿による健康被害の救済に関する法律」（平成18年法律第4号。以下「法」という。）は、平成18年3月に施行され、これに基づき、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族に対し、各種救済給付が行われている。

平成23年8月の議員立法による法改正により、法の附則に「政府は、この法律の施行後五年以内に、新法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。」との条項が追加されたところ、今般、平成28年8月に改正後の法の施行から5年が経過することを踏まえ、石綿健康被害救済制度全体の施行状況について改めて評価・検討を行い、その結果に基づいて必要な見直しを検討する必要がある。

このため、標記小委員会を設置する必要がある。

2. 主な検討課題

制度全体の施行状況の評価・検討及びその結果に基づく必要な見直しの検討について

3. メンバー構成

委員については、中央環境審議会議事運営規則第8条第2項に基づく部会長の指名により、学識経験者や専門家の方々をもって構成する。

4. スケジュール

平成28年2月以降に数回開催し、制度全体の施行状況の評価及びその評価結果に基づく必要な見直しの検討について、審議いただく。

(参照条文)

○石綿による健康被害の救済に関する法律(平成18年2月10日法律第4号)
(抄)

附 則 (平成23年8月30日法律第104号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 (略)

(見直し)

第三条 政府は、この法律の施行後五年以内に、新法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

中央環境審議会環境保健部会の小委員会、専門委員会の設置について (案)

平成 13 年 2 月 9 日環境保健部会決定
平成 14 年 6 月 11 日一部改定
平成 14 年 9 月 13 日一部改定
平成 18 年 2 月 10 日一部改定
平成 19 年 10 月 17 日一部改定
平成 21 年 10 月 28 日一部改正
平成 23 年 2 月 25 日一部改正
平成 25 年 6 月 28 日一部改正
平成 26 年 4 月 18 日一部改正
平成 28 年 月 日一部改正

中央環境審議会議事運営規則(平成 13 年 1 月 15 日中央環境審議会決定。以下「議事運営規則」という。)に基づき、環境保健部会に置く小委員会及び専門委員会について、次のとおり決定する。

1. 化学物質審査小委員会

- (1) 議事運営規則第 8 条の小委員会として、「化学物質審査小委員会」を置く。
- (2) 化学物質審査小委員会は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第 41 条の規定に基づく新規化学物質に係る判定等その他同法に基づく個別の化学物質の審査及び規制に係る重要な事項に関する調査審議を行う。
- (3) 化学物質審査小委員会の決議は、部会長の同意を得て部会の決議とすることができる。

2. 石綿健康被害救済小委員会

- (1) 議事運営規則第 8 条の小委員会として、「石綿健康被害救済小委員会」を置く。
- (2) 石綿健康被害救済小委員会は、石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく石綿健康被害救済制度に関する事項(石綿健康被害判定小委員会の所掌に係るものを除く。)について調査審議を行う。
- (3) 石綿健康被害救済小委員会の決議は、部会長の同意を得て部会の決議とすることができる。

3. 石綿健康被害判定小委員会

- (1) 議事運営規則第 8 条の小委員会として、「石綿健康被害判定小委員会」を置く。
- (2) 石綿健康被害判定小委員会は、石綿による健康被害の救済に係る医学的判定の調査審議を行う。
- (3) 石綿健康被害判定小委員会の決議は、部会長の同意を得て部会の決議とすることができる。

4. 水銀に関する水俣条約対応検討小委員会

- (1) 議事運営規則第 8 条の小委員会として、「水銀に関する水俣条約対応検討小委員会」を置く。
- (2) 水銀に関する水俣条約対応検討小委員会は、水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀対策(循環型社会部会及び大気・騒音振動部会の所掌に係るも

のを除く。) についての審議を行う。

(3) 水銀に関する水俣条約対応検討小委員会の決議は、部会長の同意を得て部会の決議とすることができる。

5. 化学物質評価専門委員会

(1) 議事運営規則第9条の専門委員会として、「化学物質評価専門委員会」を置く。

(2) 化学物質評価専門委員会は、化学物質環境安全性総点検調査その他化学物質の環境リスク評価に係る重要な事項に関する調査を行う。

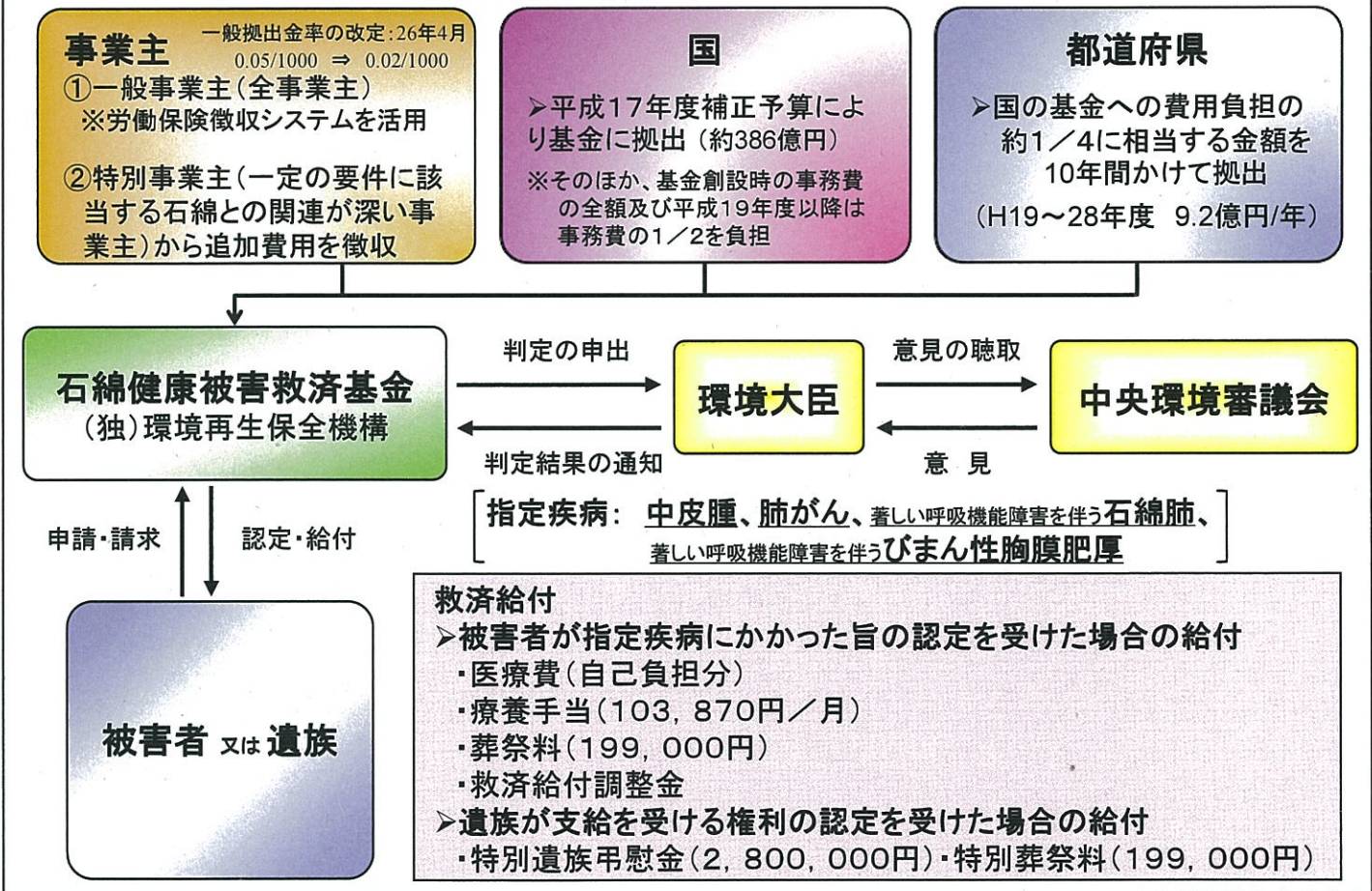
(3) 化学物質評価専門委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、部会長が指名する。

石綿による健康被害の救済に関する法律の概要

目的: 石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、石綿による健康被害に係る被害者等の迅速な救済を図る。

施行日: 基金の創設	平成18年 2月10日
救済給付・特別遺族給付金の支給	平成18年 3月27日
事業者からの費用徴収	平成19年 4月 1日
医療費等の支給対象期間の拡大等(法改正)	平成20年12月 1日
指定疾病の追加(政令改正)	平成22年 7月 1日
特別遺族弔慰金の請求期限の延長(法改正)	平成23年 8月30日
肺がん等の判定基準の見直し(通知改正)	平成25年 6月18日
一般拠出金率の改定(告示改正)	平成26年 4月 1日

労災補償等による救済の対象とならない者に対する救済給付



※上記のほか、労災補償を受けずに死亡した労働者の遺族に対する特別遺族給付金(厚労省所管分)がある。

【指定疾病別の認定状況(施行前死亡者を除く。)]

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	合計
中皮腫	627	525	571	572	601	572	684	620	557	5,329
肺がん	172	117	144	140	119	112	114	153	119	1,190
石綿肺	-	-	-	-	5	4	8	4	3	24
びまん性胸膜肥厚	-	-	-	-	9	16	15	12	7	59
計	799	642	715	712	734	704	821	789	686	6,602

【施行前死亡者の認定状況】

計	1,590	320	486	628	106	73	317	35	13	3,568
----------	--------------	------------	------------	------------	------------	-----------	------------	-----------	-----------	--------------